高知県主要農作物種子生産要綱

（目的）

第1条　この要綱は、高知県における主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子を確保すべき品種の決定や、種苗法（平成10年法律第83号）に基づく優良な種子の生産に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱で、「主要農作物」とは、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。

2　この要綱で、「奨励品種」とは、県内に普及すべき優良な品種をいう。

3　この要綱で、「一般種子」とは、農業者が栽培に用いる種子、「原種」とは、「一般種子」を生産するために用いる種子、「原原種」とは、「原種」を生産するために用いる種子をいう。

4　この要綱で、「ほ場審査」とは、主要農作物の一般種子生産ほ場、原種生産ほ場及び原原種生産ほ場（以下「種子生産ほ場」という。）において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいい、「生産物審査」とは、種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

（対象となる品種及び種子）

第3条　この要綱の対象となる品種及び種子は、主要農作物の奨励品種の原原種、原種及び一般種子とする。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

（奨励品種の決定）

第4条　知事は、気象、土壌、農業者の経営内容及び技術水準、主要農作物の需要動向等を十分考慮し、優良な特性を有する品種を奨励品種として積極的に採用するものとする。

2　奨励品種の採用にあたっては、関係機関、試験研究機関、農業振興センター、農業者の組織する団体、民間の品種育成関係者及び需要者等をもって構成する奨励品種審査会（以下「審査会」という。）を開催し、その意見を聴くものとする。

3　審査会においては、次の事項を審議するものとする。

(1)　奨励品種の改廃に関する事項

(2)　その他奨励品種の適正な決定及び普及に関する事項

（奨励品種を決定するための調査の実施）

第5条　知事は、奨励品種を決定するための調査（以下「奨励品種決定調査」という。）を行うものとする。

2　奨励品種決定調査の種類は次の各号に示すとおりとする。

(1)　基本調査

供試される品種につき、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにするためのもので、試験研究機関において、当該機関の職員が実施する。

(2)　現地調査

県内の自然的経済的条件を勘案して区分決定した地域ごとに栽培試験を行うことにより、供試される品種の特性を明らかにするためのもので、原則として、その地域を管轄する農業振興センターの職員が実施するものとする。ただし、調査に用いるほ場の管理については、農業者に委託することができるものとする。

3　奨励品種決定調査に供試される品種、調査の実施方法及び調査項目等については、知事が別に定めるものとする。

（原種及び原原種の生産）

第6条　知事は、一般種子生産ほ場において優良な種子の生産を行うために必要な原種及び原原種（以下「原種等」という。）を確保するため、試験研究機関内のほ場を原種等生産ほ場として指定し、原種等の生産を行うものとする。

2 知事は、他の都道府県からの購入等により原種等を確保することができる。

（種子協会の設置）

第7条　県段階における一般種子の安定的な供給に関する事項について協議等を行うため、種子協会を設置するものとする。

2　種子協会は、次に掲げる団体をもって構成する。

(1)　一般種子の生産者が組織する団体

(2)　一般種子の取扱いを業とする者が組織する団体

(3)　一般種子を購入する農業者が組織する団体

(4)　その他一般種子の安定的な供給に関係する団体

3　種子協会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1)　種子の需給の見通しに関する事項

(2)　種子生産ほ場、種子の安定的な供給等に関する事項

(3)　種子の価格、流通等に関する事項

（一般種子の生産）

第8条　一般種子の生産は、第6条により生産、確保された原種を用い、次条により知事が指定する一般種子生産ほ場において行うものとする。

2　原種の配付方法については、知事が別に定めるものとする。

（ほ場の指定）

第9条　知事は、次に掲げる要件を全て満たしていると認めた場合には、主要農作物種子生産ほ場として指定するものとする。

(1)　奨励品種の種子を生産しようとするほ場であること。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

(2)　気象、土壌、用水等の環境条件が、生産しようとする品種の栽培に適したほ場であること。

(3)　当該ほ場の周辺における品種等の花粉、病原体、流入水等により、種子の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。

(4)　種子の生産に直接責任を有する者が、種子の生産方法に関し必要な知識を有し、かつ、優良な種子の生産に熱意を有すること。

(5)　一般種子生産者、原種生産者又は原原種生産者(以下「種子生産者」という。)が、その生産に必要な機械及び施設を利用できること。

2　前項の指定を受けようとする種子生産者は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる期日までに、知事に別記様式第1号による申請書を提出するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 期　日 |
| 稲、春まきの大麦・はだか麦・小麦、大豆 | 毎年2月末日 |
| 大麦・はだか麦・小麦（春まきのものを除く。） | 毎年8月末日 |

3　知事は、種子生産ほ場を指定したときは、当該申請者に対し、別記様式第2号による指定書を交付するものとする。

（ほ場指定の取消し）

第10条　知事は、前条の規定により指定したほ場について、次のいずれかに該当すると認めたときは、指定の取消しを行い、当該指定の申請者に別記様式第3号によりその旨を通知するものとする。

(1)　種子生産者から指定の辞退の申出を受理したとき。

(2)　種子生産ほ場に所定の農産物、品種が作付けされなかったとき。

(3)　前条第1項各号に掲げる要件のいずれかに合致しなくなったとき。

2　種子生産者は、前項第1号の指定の辞退をしようとするときは、知事に別記様式第4号により申し出るものとする。

（審査）

第11条　種子生産者は、その経営する種子生産ほ場について、ほ場審査を受けるものとする。

2 種子生産者は、種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けるものとする。

（審査の請求と請求者の義務）

第12条　ほ場審査及び生産物審査は、種子生産者又は種子生産者が組織する団体の長（以下「請求者」という。）からの請求により実施するものする。

2　請求者は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、毎年それぞれ同表の右欄に掲げる期日までに、ほ場審査にあっては別記様式第5号、生産物審査にあっては別記様式第6号により知事に申し出るものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 期　日 |
| 審査の種類 | 主要農作物の種類 |
| ほ場審査 | 稲、大麦・はだか麦・小麦 | 出穂期 |
| 大豆 | 開花期1月前 |
| 生産物審査 | 稲、大麦・はだか麦・小麦 | 収穫期 |
| 大豆 | 収穫期 |

3　請求者は、ほ場審査の請求をしたときは、指定ほ場ごとに別記様式第7号に定める標札又は標柱をたてるものとする。

4　請求者は、ほ場審査に立ち会い、次条第2項に示す種子審査員の指示に従うものとする。

（審査及び審査員）

第13条　審査は、請求者から前条第1項の請求があったときに、別に定める基準及び方法に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところにより行う。

(1)　ほ場審査：変種の農作物、異品種の農作物、異種類の農作物及び雑草の混入程度、種子伝染性病虫害その他の病虫害及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況

(2)　生産物審査：発芽率及び異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入程度

2　前項の規定による審査は、種子審査員が実施するものとし、種子審査員は、専門技術員、農業の普及指導員、試験研究機関の研究員等であって主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有するもののなかから、知事があらかじめ任命するものとする。

3　種子審査員は別記様式第8号による証票を携帯し、関係者からの要求があったときは、これを呈示するものとする。なお、採種組合の無い農業振興センターへの異動や退職等により種子審査員の業務が無くなった場合は、速やかに返却するものとする。

（種子審査補助員）

第14条　審査員の行う審査に関する業務を補助させるため、種子審査補助員を置くことができる。

2　種子審査補助員は、審査及び審査結果の記録等を補助するものとする。

3　種子審査補助員は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に熱意を有している者のなかから、知事が別記様式第9号により委嘱するものとする。

（合否の決定）

第15条　審査員は、審査の結果に基づいて、審査終了後ほ場審査にあっては各ほ場ごとに、生産物審査にあつては種子生産者が生産した品種ごとに合格または不合格を決定し、ほ場審査にあっては別記様式第10号、生産物審査にあっては別記様式第11号により、種子生産者及び種子協会長に通知するものとする。

（生産物審査証明書の発行）

第16条　生産物審査証明書は、別記様式第12号又は別記様式第13号のいずれかのとおりとし、種子協会長が発行するものとする。

2　生産物審査証明は、審査に合格した品種につきその包装ごとに行うものとする。ただし、証明の円滑な実施および流通上の便宜を図るため、種子生産者があらかじめ包装袋の適当な箇所に証明書記載事項を印刷等の方法で表記し、種子協会長が記載事項を確認の上これに証明印を押捺することにより、証明書の交付に代えることができる。

（種子生産者への勧告等）

第17条　知事は、種子生産者又は種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行うものとする。

附　則

　　この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和3年8月18日から施行する。